

令和7年度

小樽市放課後児童クラブ入会のしおり



はじめにお読みください

○放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」）は、保護者が就労等により放課後や春・夏・冬休みにおいて、家庭で保育を受けることができない小学生を対象に、継続的な集団生活の中で遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として開設しています。

※利用を希望する方をお待たせする入会待機の原因になりますので、「利用するかもしれない」など、とりあえずの入会はお控え願います。

※保護者の仕事が休みで自宅にいる場合は、できるだけご家族と一緒に過ごすようご協力をお願いします。

○このしおりは放課後児童クラブ入会手続きや利用方法等について記載しています。お申込前によくお読みいただき、入会後も大切に保管してください。

小樽市こども未来部子育て支援課放課後児童係

〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

電話 (0134) 32-4111 内線416

FAX (0134) 31-7031

H P <https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020110600578/>

メール hokago-jido@city.otaru.lg.jp

～ 令和7年度からの小樽市放課後児童クラブの変更点 ～

変更点①：放課後児童クラブの民間委託について

令和7年4月1日より、小学校で開設する放課後児童クラブの運営を民間事業者へ委託します。

変更点②：放課後児童クラブの開設時間の拡大について

令和7年4月1日より、放課後児童クラブの開設時間を以下のとおり拡大します。

開設場所	開設日	開設時間	
		変更前	変更後
小学校	月曜日～金曜日 (学校休業日などを除く)	下校時 ～ 午後6時00分	下校時 ～ 午後6時30分
	土曜日及び学校休業日など	午前8時20分 ～ 午後6時00分	午前8時00分 ～ 午後6時30分
塩谷児童 センター	月曜日～金曜日 (学校休業日などを除く)	下校時 ～ 午後6時00分	下校時 ～ 午後6時30分
	土曜日及び学校休業日など	午前8時00分 ～ 午後6時00分	午前8時00分 ～ 午後6時30分

※「学校休業日など」とは、夏・冬・春休みの長期休業期間、学習発表会・運動会などの振替休業日、開校記念日等です。

1. 入会の対象となる児童

次のすべてに該当する児童が対象となります。

- (1) 小樽市に住所を有する児童又は小樽市立の小学校に在籍している児童であること。
- (2) 下校時に保護者（保護者に代わる者を含む）が就労等により家を留守にしている等、昼間に監護を受けることができないことを常態（原則として、月に15日以上かつその状態が3か月以上継続すること）とする児童であること。

※原則として、次の時間以降に保護者等が留守であることが入会の基準となります。

・ 1年生：14時 ・ 2年生：14時30分 ・ 3年生以上：15時

※「就労等」には、職業訓練校や各種専門学校への通学、病気、介護を含みます。

- (3) 食事、着替え、移動、排泄等の身辺自立が可能であると認められる児童であること。
- (4) 集団での生活及び遊びが可能であると認められる児童であること。
- (5) 自傷行為又は他害行為その他迷惑行為を行う恐れのない児童であること。
- (6) 児童クラブへ自ら通い、又は保護者（保護者に代わる者を含む。）の付添いにより通うことが可能であると認められる児童であること。
- (7) 過去の児童クラブ利用手数料に滞納がない世帯の児童であること。

2. 開設時間

令和7年4月1日より、開設時間が拡大になります。

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 通常開設日（月～金） | 下校時～午後6時30分 |
| (2) 土曜日 | 午前8時00分～午後6時30分 |
| (3) 春・夏・冬休み期間 | 午前8時00分～午後6時30分 |
| (4) 学校行事の振替休業日 | 午前8時00分～午後6時30分 |



※土曜日は、児童クラブ在籍児童のうち、土曜日も家庭で保育を受けることができない児童を対象に開設しています。

3. 休会日

- (1) 休会日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- (2) 臨時休会日 ①インフルエンザ等の事由により、学校閉鎖となる場合
 ②台風・大雪等の事由により、学校が臨時休校となる場合
 ③休会が適当であると小樽市長が認めた場合

※インフルエンザ等で学級・学年閉鎖となった場合も児童クラブは開室しますが、該当の学級・学年の児童は、感染拡大防止の観点から閉鎖期間中は児童クラブを利用することができません。

4. 開設場所及び定員一覧

児童クラブ名	住 所	定 員	電話番号
長橋小学校放課後 児童クラブA・B	長橋4丁目5番1号 (長橋小学校内)	各34人	22-3430
高島小学校放課後 児童クラブ	高島5丁目6番1号 (高島小学校内)	34人	25-0773
幸小学校放課後 児童クラブ	幸4丁目21番1号 (幸小学校内)	34人	24-0433
手宮中央小学校放課後 児童クラブA・B	末広町13番5号 (手宮中央小学校内)	各34人	27-0425
稲穂小学校放課後 児童クラブA・B	富岡1丁目5番1号 (稲穂小学校内)	A:32人 B:22人	25-3351
花園小学校放課後 児童クラブ	花園5丁目4番1号 (花園小学校内)	34人	25-5333
山の手小学校放課後 児童クラブA・B・C	花園5丁目2番20号 (山の手小学校内)	A・B:34人 C:24人	32-3588
奥沢小学校放課後 児童クラブ	奥沢2丁目5番1号 (奥沢小学校内)	68人	27-7557
潮見台小学校放課後 児童クラブ	新富町9番13号 (潮見台小学校内)	34人	27-2056
望洋台小学校放課後 児童クラブ	望洋台1丁目8番25号 (望洋台小学校内)	34人	52-1417
桜小学校放課後 児童クラブA・B	桜1丁目16番1号 (桜小学校内)	各34人	54-7813
朝里小学校放課後 児童クラブA・B・C	新光2丁目6番1号 (朝里小学校内)	各34人	54-0369
張碓小学校放課後 児童クラブ	春香町215番地 (張碓小学校内)	27人	62-4300
桂岡小学校放課後 児童クラブ	桂岡町23番1号 (桂岡小学校内)	34人	62-2550
銭函小学校放課後 児童クラブA・B	見晴町5番2号 (銭函小学校敷地内建物)	A:24人 B:36人	62-6188
塩谷児童センター 放課後児童クラブ	塩谷1丁目23番7号 (塩谷児童センター内)	30人	26-4466

※塩谷児童センター放課後児童クラブは、塩谷小学校在籍児童及び小樽市内に住所を有する余市養護学校小学部在籍児童が対象です。

※忍路中央小学校では開設していません。

5. 児童の安全確保

(1) 児童クラブでは、児童クラブから自宅への送迎は行っていません。

児童の安全確保のため、午後5時00分以降も利用する場合は、必ず保護者のお迎えをお願いします。また、悪天候等の理由により、午後5時00分よりも早い時間にお迎えをお願いすることがありますのでご協力をお願いします。

※児童クラブは午後6時30分までです。お迎えは時間厳守をお願いします。

※新1年生の入学式前の利用については、保護者等の送迎をお願いします。

※土曜日や春・夏・冬休みの開所は午前8時00分です。開所前にお預かりすることはできませんので、時間に合わせて来所をお願いします。

(2) 児童本人の感染症や学級・学校閉鎖等で、児童クラブでお預かりができないことがありますので、あらかじめ預け先を決めておいてください。

(3) 児童クラブでの活動中の事故やケガに対応するため、スポーツ安全保険の加入が必要です。(学校の災害共済給付金は適用されません。)

① 掛金(児童1人につき) : 年額800円(入会申込書類と一緒に提出してください。)

② 給付内容 : 通院(日額) 1,500円、入院(日額) 4,000円

※通院・入院ともに1日目から補償となります。

6. その他

(1) 土曜日や、学校給食のない日に児童クラブを利用する場合は、各自昼食を持参してください。万が一お忘れの場合は、児童クラブまで保護者等が必ず届けてください。

※粒が大きいブドウやプチトマト、球状のチーズなどは、表面がつるつるしていてなめらかなこともあり、きちんと噛む前に飲み込んでしまいやすい食材と言われています。過去に保育施設で窒息事故の報告例もありますので、お弁当に入れる場合は半分に切るまたは控えるなどの対応をお願いいたします。

(2) 玄関には児童クラブ専用のインターホンを設置していますので、お迎えの際はなどはインターホンで呼出してください。

(3) 入会時に連絡ノートをお渡ししますので、児童の出欠連絡などに使用してください。

欠席の連絡がなく児童の来室がない場合は、児童の安全を確認するため、保護者や勤務先に連絡を行います。欠席の場合は忘れずに連絡をお願いします。

(4) 児童クラブは、保護者が就労等により放課後などに、家庭で保育を受けることができない児童を対象として開設しています。保護者の仕事が休みで自宅にいる場合は、できるだけご家族と一緒に過ごすようご協力をお願いします。

(5) 児童クラブでは、集団での生活や遊びの中で、健全育成のため必要に応じてお子さんに指導等を行います。指導内容を保護者にお伝えすることや、家庭での協力をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

児童クラブ利用に当たっての諸手続きについて

児童クラブは、児童福祉法に定められた放課後健全育成事業として、児童の健全育成を図ることを目的としています。利用に当たっては児童の気持ちも大切にして、家庭内で十分話し合った上で手続きを進めるようお願いします。

1. 入会手続き

(1) 申込みについて

年度ごとに申込みが必要です。

※児童クラブの定員を上回る申込みがあった場合は、入会をお待ちいただくことがありますのでご了承ください。なお、定員を上回った場合は低学年児童の入会が優先されます。

※利用を希望する方をお待たせする入会待機の原因になりますので、「利用するかもしれない」など、とりあえずの入会はお控え願います。

※年度途中でも定員に余裕があれば、随時申込みを受け付けます。

※特別支援学級に在籍するなど特別な配慮が必要な児童の入会に当たっては、お子さんの状況等を聞き取り確認させていただきますので、子育て支援課放課後児童係へ連絡をお願いします。

(2) 申込書類

①	入会申込書	兄弟・姉妹の入会希望の場合も、児童ごとに提出してください。 ※親類等への養育依頼を理由として就学指定校外入学している場合、学校から養育依頼者宅までの経路や連絡先、放課後すぐに養育依頼者に預けることができない理由も記入願います。
②	保育を必要とする事由を証明するための書類	同居している60歳未満の保護者等全員（祖父母を含む）について提出してください。 必要書類については、下記をご覧ください。 ※親類等への養育依頼を理由として、就学指定校を変更し入学している児童が入会する場合、養育を依頼された方（年齢にかかわらず）の就労証明書等も必要です。

《保育を必要とする事由を証明するための書類》

	保育を必要とする事由	必要書類
1	就労 ※会社勤務、自営業（法人）の場合	・ 就労証明書 ※就労証明書の様式については、押印不要となりますが、証明書の内容については、就労先事業業者に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われることがありますのでご注意ください。

2	就労 ※自営業（個人）の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自営業申立書（本人記入） ・状況確認報告書（民生委員記入）
3	職業訓練校や各種専門学校に通学している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書又は学生証（写） ・授業日時が判る書類等
4	保護者の病気	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書等（昼間に児童の監護ができない旨が記載されているもの）
5	保護者の障害	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等のコピー
6	同居家族等の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・病人看護状況申立書（看護している本人が記入） ・状況確認報告書（民生委員記入）

※就労証明書などの証明書類は、入会を希望する日から3か月以内に発行されたものが有効です。期限が切れている場合は受付できませんのでご注意ください。

※上記のほかに、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

※入会申込書や就労証明書等の様式は、各児童クラブ及び子育て支援課放課後児童係で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

【市トップページ>子育て・教育>学校教育（小学生以上）>放課後児童クラブ】

（3）提出先

必要書類をすべてそろえた上で、スポーツ安全保険料（年額800円）と合わせて、入会を希望する児童クラブへ提出してください。

※年度途中に入会する場合、不備がない入会申込書類を提出後、入会が決定するまでに1週間程度かかりますのでお早めにお申し込みください。

（4）年度内に一度退会し、再入会する場合はその都度入会申込書類一式の提出が必要です。



2. 入会後の変更手続き

入会后、入会申込書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続きを行ってください。

(1) 退会する場合・・・「退会届」

保護者の離職や児童が留守番できるようになった等の理由により児童クラブを退会する場合は、「退会届」に必要事項を記入し、事前に児童クラブに提出してください。

(2) 入会継続を希望する場合・・・「入会継続申立書」

次の事由に該当する場合は、児童クラブを継続して利用することができますので、「入会継続申立書」を提出してください。

該当する事由	継続できる期間
離職したが、求職活動によって児童の監護ができない場合	離職日の翌日より90日が経過する日の属する月の末日 ※この期間内に就職できなかった場合は、継続できません。
産休を取得した場合	産休期間終了日の属する月の末日 ※産休期間終了後、育児休業を取得した場合は継続できません。

※児童クラブが定員を上回っていないことが条件です。

※産休取得の理由で入会継続申立を行う場合、産前・産後休業の取得期間が記載されている就労証明書を添付してください。

※産休取得の理由で入会継続の許可を受けた場合、継続期間内に産休を終えて復職することがわかる就労証明書を提出することにより、継続許可の期間終了後も引き続き児童クラブを利用することができます。

※離職の理由で入会継続の許可を受けた場合、継続期間内に就職先の就労証明書若しくは採用通知（雇用条件がわかるもの）等を提出することにより、継続許可の期間終了後も引き続き児童クラブを利用することができます。

(3) その他

変更事項	提出書類
勤務先の変更	就労証明書及び入会申込書
住所や電話番号の変更	入会申込書
保護者や家族構成などの変更	入会申込書（場合によっては就労証明書）

※変更事項の届出のため提出する入会申込書は、保護者氏名及び児童氏名のほか、変更があった箇所のみ記入で構いません。

※引越等により住所が変更となった場合、入会申込書裏面の『自宅から児童クラブまでの経路の略図』の記入も必要です。



1. 利用料

利用料は**無料**です。（令和6年度より無償化）

2. おやつ代（塩谷児童センター放課後児童クラブを除く）

児童クラブでは、おやつ代として月額1,500円（7月分、8月分、12月分、1月分については1,000円）がかかります。

※土曜日の児童クラブはおやつを提供がありませんので、各自でご用意ください。

※春・夏・冬休み期間中は、利用児童数の変動が大きいため、おやつは各自でご用意ください。

※おやつ代の納入時期及び方法については入会を希望する児童クラブに直接お問合せください。

※感染症のまん延など、状況によってはおやつを提供を中止する場合があります。

- ・児童クラブの活動内容の詳細について、ご不明な点などがございましたら、下記までお問合せください。

シダックス大新東ヒューマンサービス（株）
北海道支店 小樽営業所
電話（0134）33-1668

- ・児童クラブ入会手続きについては、下記までお問合せください。

小樽市 こども未来部 子育て支援課 放課後児童係
電話（0134）32-4111 内線416
FAX（0134）31-7031
メール hokago-jido@city.otaru.lg.jp

